

令和5年4月

保護者様

浅口市立小中学校園長

出席停止の取り扱いについて

保護者の皆様方におかれましては、平素より学校保健活動の充実のため、ご理解とご協力をいただき感謝いたします。

さて、浅口市では、出席停止について、市立幼稚園・こども園・小学校・中学校で下記のとおり統一となっておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

○ 出席停止の開始日

医師の診断を受けて、保護者からの連絡を学校・園が受けた日から

- * 診断を受けられたら、直ちに学校・園の方へご連絡をお願いいたします。
- * さかのぼっての出席停止の扱いはいたしませんので、ご了承ください。
- * 発熱等で早退し、医師の診断した出席停止の病気であった場合は、翌日から出席停止の扱いといたします。

○ 登校再開の開始日

医師の診断を受けて、治癒証明書を学校・園へ提出した日から

- * 登校可の診断を受けるため、朝病院で受診後登校した場合は、**遅刻**扱いとします。
- * ご不明な点につきましては、学校・園までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、インフルエンザに罹患した場合は、治癒証明書ではなく、「インフルエンザ罹患報告書」を提出していただきます。別紙「インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いについて」をご確認ください。